

和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、和光市（以下「本市」という。）が和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務（以下「本業務」という。）について、最も適した事業者を選定するためのプロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 概要

- (1) 業務名 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務
- (2) 施設概要
 - ① 名称 和光市駅南口自転車駐車場
 - ② 所在地 埼玉県和光市本町3番35号
 - ③ 規模 延床面積 約 3,604㎡
 - ④ 構造 RC造、上屋S造（地下1階）
 - ⑤ 駐車台数 3,118台（定期使用と一時使用の合計）
 - ⑥ 開場時間 午前4時50分から翌日の午前1時10分まで（年中無休）
- (3) 業務内容 「和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託仕様書」に示すとおり
- (4) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（3年間）
- (5) 委託料上限額
130,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） ※3年間合計
※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 実施スケジュール

本プロポーザルは以下の表に提示するスケジュールで実施する。

項目	スケジュール
(1) 実施要領等の公表・配布開始	令和4年10月13日（木）
(2) 審査基準の公表	令和4年10月17日（月）
(3) 質問票の提出期限	令和4年10月24日（月）正午まで
(4) 質問に対する回答	令和4年10月26日（水）
(5) 参加申込の受付期間	令和4年10月13日（木） ～令和4年11月4日（金）午後5時まで
(6) 一次審査（書類審査）結果通知	令和4年11月21日（月）
(7) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和4年12月中旬
(8) 結果通知及び審査結果の公表	令和4年12月下旬
(9) 契約締結	令和5年4月

※参加団体が5者以下の場合是一次審査を省略する。

※参加団体が1者のみの場合も、審査を実施する。

※本プロポーザルの参加にかかる経費は、参加団体の負担とする。

※事務の都合により日程を変更する場合がある。

4 参加資格

本契約に参加できる者は、次の要件すべてに該当する法人、その他の団体とする。

複数団体で参加する場合は、参加申し込み時に共同事業体（以下「グループ」という。）を結成し、代表構成団体を定めること。なお、グループを結成した法人等（以下「構成団体」という。）は、他のグループの構成団体となること、または単独で応募することはできない。

- (1) 仕様書に定める業務について確実に遂行する能力を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 参加申込書提出期限時点において、自転車駐車場の管理運営実績が継続して5年以上あること。グループにおいては、構成団体の内、一団体以上が条件を満たしていること。
- (4) 団体又はその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。その他経営状態が著しく不健全でないこと。
- (6) 「和光市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年要綱第17号）」第2条第1項に基づき入札参加を停止されている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止用に関する法律（平成3年法律77号）第2条第2号から第6号に該当する団体又は団体に属する者でないこと。
- (8) 「和光市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成8年要綱第7号）」に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

5 実施要領等の公表・配布

本プロポーザルにかかる実施要領等の資料を以下のとおり公表・配布する。

(1) 公表・配布資料

- 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要領
- 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託にかかる公募型プロポーザル様式集
- 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託仕様書
- 和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託にかかる公募型プロポーザル審査基準
※他の書類と公表日が異なる。
- 【参考資料】事務の負担区分

(2) 公表・配布方法

和光市公式ホームページ内にダウンロード可能な形式で掲載する。

(3) 公表・配布開始日

- ① 審査基準以外の資料 令和4年10月13日(木)
- ② 審査基準 令和4年10月17日(月)

6 現地確認

現地確認を希望する団体は、参加申込の受付期間内に事務局へ事前調整を図り、以下の注意事項に沿って現地確認を行うこと。なお、参加申込の受付期間経過後は、現地確認の受付は行わない。

● 現地確認に関する注意事項

- ① 質問は、本市担当職員にのみ行うこと。
- ② 確認の際は、利用者及び通行者の迷惑にならないよう配慮すること。また、管理人の業務の妨げになることは慎むこと。
- ③ 現地確認の有無は選定結果に影響しない。ただし、参加団体が現地の確認を行わず、もしくは確認が不十分だったことが原因となり生じた疑義や不利益等について、本市は選定時のみならず契約に至った後もその責を一切負わない。

7 参考資料の閲覧・電子データの交付

道路安全課窓口で、参考資料の閲覧をすることができる。また、一部の資料については、電子データの交付を受けることができる。

(1) 窓口閲覧資料

和光市駅南口自転車駐車場建設工事竣工図

(2) 電子データ交付可能資料

- ① 案内図・設計概要
- ② 全体駅前広場平面図
- ③ 地下1階平面図
- ④ ラック配置図
- ⑤ 防犯カメラ配置図

※ ①～③は和光市駅南口自転車駐車場建設工事竣工図収録資料。

(3) 電子データの交付方法

電子データの交付を希望する場合は、電話もしくは電子メールで道路安全課に来庁日時を調整の上、書き込み可能な光学ディスク(CD・DVD)1枚を持参して交付を受けること。

なお、現地確認時に引き渡しを希望する場合は、事前調整の際に申し出ること。

(4) 参考資料取扱いの禁止事項

- ① 参考資料の修正、改変及び二次的著作物を作成すること。
- ② 参考資料を第三者にわかる形状で廃棄すること。
- ③ 電子データを本プロポーザル参加の目的以外で複製すること。

8 質問票の提出及び回答

(1) 提出方法

質疑がある場合は、道路安全課宛てに質問票を添付した電子メールを送付すること。ただし、質疑は本実施要領に付随して、提出書類を作成するうえで必要な事項に限る。

※ 送付先アドレス：e0200@city.wako.lg.jp

(2) 提出書類 質問票（様式1）

(3) 提出期限 令和4年10月24日（月） 正午まで

(4) 注意事項

※ 電子メール以外による質問は受け付けない。

※ 件名は、「和光市駅南口自転車駐車場管理運營業務委託にかかる公募型プロポーザル質問票（団体名）」とすること。

※ 質問票を貼付した電子メールの送付に関しては、必ず開封確認を付すものとし、10月25日正午までに開封確認が届かない場合には、道路安全課に到達の確認（電話可）をすること。なお、10月24日正午以降に到着した質問については、回答を行わない。

※ 電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないものとする。

(5) 回答方法

提出された質問に対する回答は、公平性の観点から全ての団体に対して行うため、一括して市ホームページで公開する。

(6) 回答の公開日

令和4年10月26日（水）

※ 質問内容によっては、一部回答が遅れる場合がある。

9 参加申込

(1) 受付期間

令和4年10月13日（木）～令和4年11月4日（金）午後5時まで

※ 受付期間を経過した後は、受付を行わない。また、期間経過後は提出した資料等の差替えは認めない。

(2) 受付時間 平日午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）

(3) 受付場所 和光市広沢1番5号 和光市役所2階 道路安全課交通安全担当

(4) 提出方法 持参もしくは郵送。

※ 郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法で郵送すること。

- (5) 提出書類及び提出書類作成の注意事項
様式集表紙の「提出書類一覧」を参照のこと。

(6) 提出書類の形式

提出書類は、正本各1部、副本各10部及び同様のデータの入った光学ディスク（CD・DVD）を1枚提出すること。書類のサイズは原則A4用紙縦型とし、やむを得ずA3用紙を使用する場合は片面印刷の片袖折りでファイルにつづること。また、各書類にページ数及びインデックスを付すこと。

正本には社印及び代表者印を押印し、ファイル表面及びファイル背表紙に「和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託プロポーザル応募書類（団体名）」と記入すること。
副本にはファイル表面及びファイル背表紙に「和光市駅南口自転車駐車場管理運営業務委託プロポーザル応募書類」とのみ記入し、参加者を判別できるような名称やロゴマーク等を使用しないこと。

※ 書類に穴を開ける場合は、記載内容が欠落したり、見づらくなならないよう注意すること。

10 参加申込の注意事項

- (1) 1団体（グループについては1グループ）につき、提案は1案に限る。
- (2) 提案書の作成、参加申込、プレゼンテーション等に要する費用は、参加団体の負担とする。
- (3) 参加申込にあたり提出した書類は理由の如何に関わらず返却しない。
- (4) 本市が必要と認める場合は、追加して書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の著作権は参加団体に帰属する。ただし、本市が審査結果の公表等で必要な場合には、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 本市は、提出書類（選定されていない応募者の提出書類を含む。）を和光市情報公開条例（平成12年条例第48号）による公文書として取り扱い、同条例による開示請求があった場合は、個人のプライバシーや企業秘密などの不開示情報に該当する部分を除き、開示する。
- (7) 参加申込後の辞退は、書面（任意様式）で申し出ること。
- (8) 参加にあたっては、関係法令を遵守すること。なお、提案内容は、受付の時点ですでに制定や改正等の内容が判明しているものについては、令和5年4月1日時点の施行法令の内容を踏まえたものとする。

11 見積書の作成について

- (1) 仕様書に従い、見積書（様式8）及び見積内訳書（様式9）を作成し提出すること。
- (2) 任意の様式で算定根拠及び内訳の詳細を明らかにし、添付すること。
- (3) 事務及び費用負担に関しては「【参考資料】事務の負担区分」を参考にすること。た

だし、参考資料は仕様書の内容を整理したものであり、条件をもれなく記載したものでないことに留意し、積算にあたっては必ず仕様書の該当部分を参照すること。

- (4) 見積額が委託料上限額を超えないようにすること。
- (5) 疑義が生じた場合は、市から確認を求められることがある。

1.2 提案書の作成について

- (1) 仕様書の内容及び提案書（様式7）に記載の指示に従いもれなく記入すること。
- (2) 提案書の枠、文字サイズ、行間は必要に応じて変更し、使用すること。補助資料については任意の様式を使用できるが、A4もしくはA3用紙を使用し、頁数の計算に含めるものとする。
- (3) 本文中に参加団体を判別できるような名称やロゴマーク等を使用しないこと。
- (4) 提案書は20頁以内で収めること。A3用紙を使用する場合は、片面1頁をA4用紙2枚分として計算すること。

1.3 選定及び契約の締結

本業務の履行に最も適した契約の受託候補者を決定するため、選定委員会を設置し、選定委員会が決定した審査基準に従い選定を行う。一次審査は参加資格の確認を含む書類審査とし、二次審査（提出された提案書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリング）においては、選定委員の採点による順位付けを行い、選定委員会での協議を経て受託候補者及び次点受託候補者を選定するものとする。ただし参加団体が1者のみの場合は、選定委員会での協議により受託候補者とするか決定する。

参加団体が5者以下の場合は一次審査を省略し、参加資格の確認後、プレゼンテーション及びヒアリングの詳細にかかる通知をもって二次審査参加資格の通知とする。その場合、書面審査を事前に行い、二次審査と合わせて評価するものとする。

選定後、受託候補者と契約に向けた協議を行う。仕様を調整し、令和5年度予算が市議会で成立後、契約を締結する。契約手続きに係る詳細については、和光市契約規則に従い取扱うものとする。

1.4 失格

団体が次の要件に該当するに至った場合は失格とし、その後の審査を行わない。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (3) 参加団体及び参加団体の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合。
- (4) 参加申込の期限までに所定の書類が整わなかった場合。
- (5) 複数の提案書類を提出した場合。

- (6) 提出された見積額が委託料上限額を超えている場合。
- (7) 仕様書で提示された要件を満たしていない場合。
- (8) 提出された書類に不備又は虚偽等の記載があった場合。
- (9) その他不正な行為があった場合。

15 問合せ先

和光市 建設部 道路安全課

交通安全担当

〒351-0192 和光市広沢1番5号 和光市役所2階

電話：048-464-1111（代）

FAX：048-464-5577

電子メール：e0200@city.wako.lg.jp（道路安全課代表メールアドレス）